

# 一般財団法人広島市職員互助会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人広島市職員互助会（以下「互助会」という。）と称する。  
(事務所)

第2条 互助会は、主たる事務所を広島市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 互助会は、広島市職員互助会設置規則（昭和59年広島市規則第16号）第2条に規定する会員の福利厚生を実施し、もって公務の円滑かつ能率的な運営を確保することを目的とする。

(事業)

第4条 互助会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 広島市が行う福利厚生事業の受託
- (2) 会員の福利厚生に関する事業
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 資産及び会計

(財産の構成)

第5条 互助会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 一般財団法人への移行日の前日における財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 会員の掛金
- (6) 広島市の負担金
- (7) その他の収入

(財産の種別)

第6条 互助会の財産は、基本財産とその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、互助会の目的である事業を行うために不可欠なものであって、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 一般財団法人への移行日の前日における財産目録に基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会においてその他の財産から基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産については、適正な維持管理に努めなければならない。

2 基本財産は、これを処分し、又は担保に供する場合には、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(財産の管理)

第8条 互助会の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議により別に定める。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 互助会の経費は、その他の財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 互助会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第11条 互助会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第12条 互助会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (6) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号、第4号及び第5号に掲げる書類については定時評議員会に提出の上、同項第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 理事長は、第1項各号に掲げる書類を毎事業年度の終了後3か月以内に広島県知事に提出しなければならない。

#### 第4章 評議員

(評議員)

第13条 互助会に、評議員3名以上30名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議により行う。

(評議員の任期)

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第16条 評議員の報酬は、無報酬とする。

2 評議員に対しては、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

3 前項に規定する事項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

#### 第5章 評議員会

(構成)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第18条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (6) 定款の変更

- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項  
(開催)

第19条 定時評議員会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は、評議員に対し、評議員会の開催日の7日前までに、会議の日時、場所及び目的である事項を書面等をもって通知しなければならない。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の中から互選により選出する。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (3) 定款の変更
  - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条第1項に規定する定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に当該定数に至るまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第23条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第24条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及びその評議員会において選任された2人の議事録署名人が記名押印するものとする。

## 第6章 役員

(役員を設置)

第26条 互助会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上12人以内
- (2) 監事 2人以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって法人法に規定する代表理事とし、同項の副理事長及び常務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第27条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、互助会の理事を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その職務を執行し、総理する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、互助会の業務を執行する。

4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、互助会の業務を執行する。

5 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) 互助会の業務及び財産の状況を調査すること。

(3) 評議員会及び理事会に出席し、意見を述べること。

(4) 各事業年度に係る計算書類及び事業報告書並びに公益目的支出計画実施報告書を監査すること。

(5) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくこれを評議員会及び理事会に報告すること。

(6) 前号の規定による報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、当該請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

(7) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員等の任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第26条第1項各号に規定する定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第31条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任については、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決議する。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第32条 役員報酬は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事に対しては、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 3 前2項に規定する事項に関し必要な事項は、評議員会の決議により定める。

(損害賠償責任の免除又は限定)

第33条 互助会は、法人法第198条において準用する同法第113条第1項の規定により、評議員会において決議に加わることができる評議員の議決権の3分の2以上の多数による決議をもって、理事、監事又は評議員の同法第198条において準用する同法第111条第1項の損害賠償責任について、賠償責任額から同法第113条第1項第2号所定の金額（以下「最低責任限度額」という。）を控除した額を限度として免除することができる。

- 2 互助会は、法人法第198条において準用する同法第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、理事又は監事の同法第198条において準用する同法第111条第1項の損害賠償責任について、賠償責任額から最低賠償限度額を控除した額を限度として免除することができる。

## 第7章 理事会

(構成)

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、法令又はこの定款で定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 互助会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第36条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、理事長が必要と認めた場合又は第29条第1項第6号の規定により、監事が請求し、若しくは招集した場合に開催する。

(招集)

第37条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、各理事及び各監事に対し、開催日の7日前までに、会議の日時、場所及び目的である事項を书面等をもって通知しなければならない。

(議長)

第38条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の決議で定めた順位により、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第40条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第28条第5項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 委員会

### (委員会等)

- 第43条 理事長は、互助会の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、部会及び委員会を置くことができる。
- 2 部会及び委員会の委員は、理事会の同意を経て、理事長が委嘱する。
  - 3 部会及び委員会に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

## 第9章 事務局

### (設置等)

- 第44条 互助会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長、事務局次長、主幹、係長、主任、主査及び主事その他の職員を置く。
  - 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
  - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

## 第10章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

- 第45条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の多数による決議により変更することができる。
- 2 前項の規定は、第3条の目的、第4条の事業並びに第14条の評議員の選任及び解任の方法の変更についても適用する。

### (合併)

- 第46条 互助会は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の多数による決議によって、他の一般社団法人又は一般財団法人と合併することができる。

### (解散)

- 第47条 この法人は、法人法第202条に規定する事由により解散する。

### (残余財産の帰属等)

- 第48条 互助会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
- 2 互助会は剰余金の分配を行うことができない。

## 第11章 会員及び掛金

### (会員及び掛金)

- 第49条 互助会に会員を置く。
- 2 会員の資格その他会員に関して必要な事項は別に定める。
  - 3 会員は、別に定める掛金を納入しなければならない。

## 第12章 公告の方法

### (公告の方法)

- 第50条 互助会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第13章 雑則

### (委任)

- 第51条 この定款に定めるもののほか、互助会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。